参考資料１－１

消費者委員会におけるご指摘に関する整理

平成 23 年 1 月 27 日
消 費 者 安 全 課

標題については、下記により整理案と致したいと考えます。

◎ご指摘
「回収率」に関して、一般消費者に分かり易く表記すべきではないか。

◎整理案
「回収率」は、JIS S 3201(家庭用浄水器試験方法)において使用されていることから、別の文言に置き換えず、表示例(提出資料 1-1 の p4)の表記を以下のような分かり易い表記に改めることにより対処したいと考えます。
※なお、当該表示例は、浄水器協会のホームページ、消費者庁の家表法ガイドブックのホームページ及び家庭用品品質表示実務提要(業者及び地方自治体職員が参考にするコンメンタール的解説書)に掲載されており、事業者は、製品に表示する使用上の注意として、また、取扱説明書等に当該表記例を参考にして「回収率」の意味を解説することになります。

【案】
「この浄水器は、浄水器に供給する水量全てが浄水されず、一部の水は排水される構造になっており、浄水器に供給する水量のうち、浄水される水量の割合を「回収率」に表示しています。」

【現行例記案】
「浄水として得られた水の残りは排水されます。(浄水回収率は回収率に表示)」